

平成25年 2 月27日

午前10時00分開会

於 議 場

1．出席議員は次のとおりである（18名）

1 番	伊 藤 勝 巳	2 番	川 瀬 知 之
3 番	鈴 木 みどり	4 番	那 須 英 二
5 番	三 宮 十五郎	6 番	早 川 公 二
7 番	平 野 広 行	8 番	三 浦 義 光
9 番	横 井 昌 明	10番	堀 岡 敏 喜
11番	炭 竈 ふく代	12番	山 口 敏 子
13番	小坂井 実	14番	佐 藤 高 清
15番	佐 藤 博	16番	武 田 正 樹
17番	伊 藤 正 信	18番	大 原 功

2．欠席議員は次のとおりである（なし）

3．会議録署名議員

16番	武 田 正 樹	17番	伊 藤 正 信
-----	---------	-----	---------

4．地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（33名）

市 長	服 部 彰 文	副 市 長	大 木 博 雄
教 育 長	下 里 博 昭	総 務 部 長	伊 藤 敏 之
民 生 部 長 兼 福祉事務所長	平 野 雄 二	開 発 部 長	石 川 敏 彦
教 育 部 長	山 田 英 夫	総 務 部 次 長 兼 総 務 課 長	村 瀬 美 樹
総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	佐 藤 勝 義	民 生 部 次 長 兼 健康推進課長	服 部 誠
民 生 部 次 長 兼 介護高齢課長	佐 野 隆	開 発 部 次 長 兼 商工観光課長	服 部 保 巳
開 発 部 次 長 兼 土 木 課 長	三 輪 眞 士	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	渡 辺 安 彦
教 育 部 次 長 兼 学校教育課長	服 部 忠 昭	監 査 委 員 長 事 務 局 長	松 川 保 博
秘書企画課長	山 口 精 宏	防 災 安 全 課 長	伊 藤 久 幸
税 務 課 長	伊 藤 好 彦	収 納 課 長	山 守 修
市 民 課 長 兼 鍋 田 支 所 長	加 藤 恵美子	十 四 山 支 所 長	平 野 進
保険年金課長	平 野 宗 治	環 境 課 長	鈴 木 浩 二

福 祉 課 長	前 野 幸 代	総合福祉センター 所 長	佐 野 隆
児 童 課 長	渡 辺 秀 樹	農 政 課 長	半 田 安 利
都市計画課長	竹 川 彰	下 水 道 課 長	橋 村 正 則
生涯学習課長	八 木 春 美	十四山スポーツ センター館長	花 井 明 弘
図 書 館 長	奥 田 和 彦		

5．本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	伊 藤 邦 夫	書 記	佐 野 智 雄
書 記	岩 田 繁 樹		

6．議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4 諮問第 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について
日程第 5 議案第 1 号	平成25年度弥富市一般会計予算
日程第 6 議案第 2 号	平成25年度弥富市土地取得特別会計予算
日程第 7 議案第 3 号	平成25年度弥富市国民健康保険特別会計予算
日程第 8 議案第 4 号	平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 9 議案第 5 号	平成25年度弥富市介護保険特別会計予算
日程第10 議案第 6 号	平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算
日程第11 議案第 7 号	平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計予算
日程第12 議案第 8 号	海部南部広域事務組合規約の変更について
日程第13 議案第 9 号	地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について
日程第14 議案第10号	弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正について
日程第15 議案第11号	弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正について
日程第16 議案第12号	弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
日程第17 議案第13号	弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

- 日程第18 議案第14号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第15号 弥富市南部地区生活環境整備事業基金条例等の廃止について
- 日程第20 議案第16号 弥富市コミュニティセンター条例の一部改正について
- 日程第21 議案第17号 弥富市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第22 議案第18号 弥富市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第19号 弥富市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第24 議案第20号 弥富市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第21号 弥富市都市公園条例の一部改正について
- 日程第26 議案第22号 弥富市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第27 議案第23号 弥富市下水道条例の一部改正について
- 日程第28 議案第24号 弥富市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第29 議案第25号 弥富市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について
- 日程第30 議案第26号 弥富市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第31 議案第27号 弥富市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第32 議案第28号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第33 議案第29号 市道の廃止について
- 日程第34 議案第30号 市道の認定について
- 日程第35 議案第31号 平成24年度弥富市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第36 議案第32号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第37 議案第33号 平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第38 議案第34号 平成24年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第39 議案第35号 平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時01分 開会

- 議長（佐藤高清君） おはようございます。

開議に先立ちまして報告いたします。

西尾張CATVより本日の撮影、放映と、市側より撮影を許可されたい旨の申し出がありました。よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をお願いいたします。

ただいまより平成25年第1回弥富市議会定例会を開会します。

これより会議に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（佐藤高清君） 日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第88条の規定により、武田正樹議員と伊藤正信議員を指名します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 会期の決定

- 議長（佐藤高清君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

第1回弥富市議会定例会の会期を本日から3月22日までの24日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月22日までの24日間と決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 諸般の報告

- 議長（佐藤高清君） 日程第3、諸般の報告をします。

地方自治法の規定により、監査委員から例月出納検査及び定期監査の結果報告書が、海部津島土地開発公社から平成25年度事業計画に関する書類の提出がされ、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦

- 議長（佐藤高清君） 日程第4、諮問第1号を議題とします。

服部市長に推薦理由の説明を求めます。

服部市長。

- 市長（服部彰文君） 皆さん、おはようございます。

平成25年第1回弥富市議会定例会の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、公私とも極めて御多忙の中を御出席賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会におきまして、初めに提案し、御審議いただきます議案は、諮問1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦につきましては、伊藤功氏が平成25年6月30日任期満了のため、その後任の候補者として、弥富市五之三町東与太郎36番地、伊藤功氏を引き続き推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。以上でございます。

- 議長（佐藤高清君） お諮りします。

本案は市長の推薦のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は市長の推薦のとおり決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5 議案第1号 平成25年度弥富市一般会計予算

日程第6 議案第2号 平成25年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第7 議案第3号 平成25年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第8 議案第4号 平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第9 議案第5号 平成25年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第10 議案第6号 平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算

日程第11 議案第7号 平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計予算

- 議長（佐藤高清君） この際、日程第5、議案第1号から日程第11、議案第7号まで、以上7件を一括議題とします。

服部市長に平成25年度予算編成に伴い、施政方針の説明を求めます。

服部市長。

- 市長（服部彰文君） お時間をいただきまして、平成25年の施政方針を申し上げます。

平成25年第1回弥富市議会定例会の開催に当たり、提案いたしました議案などの説明に先立ちまして、平成25年度予算編成方針並びに市政運営の基本方針と主要事業の大綱について、私の所信の一端を申し上げ、議員各位を初めといたしまして、市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと思います。

本市も平成18年の合併から、はや7年が過ぎようとしております。この間、多くの市民の皆様の方強い御支援と御協力をいただき、市政運営を着実に進めることができました。

さて、我が国においては、リーマンショック以降、一時的には回復の兆しが見えましたが、なお経済状況、雇用環境など低迷が続く、所得の伸び悩みなど、いまだ市民生活に影響を落としております。

また、少子高齢化がますます進み、将来に向かっての労働人口や社会生活を支える若年人口が減少し、総人口においても人口減少を迎えていくこととなる社会をどのようにして維持運営していくかという深刻な課題もあり、税収が伸び悩む反面、社会保障関連経費の支出は年々増加し、一層深刻になるものと懸念されます。

このような中、国政においては、経済再生を最重要課題とし、震災復興、公共事業投資など積極的な施策を行い、景気回復、デフレ脱却をし、日本経済再生を目指しているところであります。この経済再生とともに、財政健全化の取り組みや社会保障制度改革も着実に進め、持続可能な社会保障制度の構築をしなければならないものでもあり、財政・社会保障を取り巻く環境などさまざまな課題に直面しています。

本市においても、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療などの社会保障費が増加し続けており、保険税によって運営すべきこれらの保険事業の予算に一般会計からの多額の繰り入れをしなければならない状況にあります。また、生活保護を初めとした扶助費につきましては、税収の伸びをはるかに超えた伸び率となっております。

また、本来地方固有の財源である地方交付税について、一律に国の基準により減額されることが予想されております。

このような厳しい財政状況の中でも、的確に市民のニーズを把握し、今行うべきことが何であるのかを見きわめて、具現化していくことが行政の役割でもあります。

昨年末に弥富市中期財政計画（計画期間平成25年度より平成29年度）を策定いたしました。今後の厳しい財政状況を的確に把握し、財政の健全化を図り、必要な財源の見通しを立て、真に必要な施策・事業を実施し、快適で安全・安心なまちづくりを将来にわたり持続していくため、この中期財政計画のもと、健全な財政運営に全力で取り組んでまいります。

それでは、平成25年度の予算の大綱について御説明申し上げます。

議案第1号平成25年度弥富市一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額135億3,000万円を計上いたしました。主に日の出小学校建設事業、栄南地区の防災機能を備えた集会所の完了により前年度対比10.8%の減、前年を16億4,000万円下回る予算規模となりました。

歳入の主なものにつきまして、御説明申し上げます。

市税収入につきましては、固定資産税と市たばこ税の伸びにより、平成24年度の減収から

転じ、市税全体では前年度対比4.3%増の74億8,909万1,000円を見込んでいまして、歳入全体の55.4%を占めています。ほかに、地方消費税交付金 4 億2,900万円、地方交付税 6 億9,000万円、国・県支出金20億1,497万円を計上いたしました。

また、歳出の諸事業の財源不足に充当するため、財政調整基金 3 億500万8,000円を繰り入れるとともに、市債として臨時財政対策債 6 億1,300万円を初めとして 8 億8,540万円を措置いたしました。

歳出の主なものについて、御説明を申し上げます。

2 款総務費につきましては、地域公共交通活性化協議会負担金など14億8,332万円を計上いたしました。

3 款民生費と 4 款衛生費につきましては、新白鳥保育所建設事業費、新日の出児童クラブ建設事業費や子ども医療費の助成、児童手当など少子化対策にきめ細やかな対応を図るとともに、ごみ処理や資源再生の推進、地球環境の保全に取り組むため65億4,781万8,000円を計上し、一般会計予算の48.4%を占めるものであります。

6 款農林水産業費と 8 款土木費につきましては、農業基盤整備事業費や道路ネットワーク整備事業費などの都市基盤整備事業に重点的な配分をし、17億3,326万4,000円を計上いたしました。

9 款消防費につきましては、消防団第 4 分団の格納庫新築など、災害に強いまちづくりを進めるため 7 億3,255万2,000円を計上いたしました。

10款教育費につきましては、平成23年度、平成24年度の継続事業の日の出小学校建設事業の完了により、前年度対比53.4%減の11億3,756万3,000円を計上いたしました。

次に、特別会計を御説明申し上げます。

議案第 2 号平成25年度弥富市土地取得特別会計予算につきましては、各事業計画に基づいて公共用地を先行取得するものでありますが、都市計画道路向陽通線、名古屋第 3 環状線に係る土地購入費など、前年度対比1,151.9%増の 1 億2,932万円を計上いたしました。

次に、議案第 3 号平成25年度弥富市国民健康保険特別会計予算につきましては、前年度対比1.4%増の42億5,000万円を計上いたしました。

次に、議案第 4 号平成25年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、前年度対比9.2%増の 4 億70万円を計上いたしました。

次に、議案第 5 号平成25年度弥富市介護保険特別会計予算につきましては、保険事業勘定24億3,300万円、サービス事業勘定1,211万円を合わせ、前年度対比4.6%増の24億4,511万円を計上いたしました。

次に、議案第 6 号平成25年度弥富市農業集落排水事業特別会計予算につきましては、施設維持管理費、十四山東部地区の管渠布設工事費・処理施設工事費及び設計業務委託費など、

前年度対比33.3%減の5億5,000万円を計上いたしました。

次に、議案第7号平成25年度弥富市公共下水道事業特別会計予算につきましては、施工区域を拡大し、面整備を図るための管渠布設工事費など、前年度対比6.1%減の9億3,800万円を計上いたしました。

申し述べました6つの特別会計予算の合計につきましては、前年度対比0.2%減の87億1,313万円を計上するものであります。

以上が平成25年度一般会計及び6特別会計予算の概要でございます。

国の積極的な施策により景気回復の兆しが見られるものの、国・地方とも依然財政状況は大変厳しい状況であります。弥富市中期財政計画に基づき、行政経費の削減、税収入の確保はもとより、市が真に担うべき事業を選択し、限られた財源をそれらに集中していく「選択と集中」をもって、身の丈に合った堅実な市政運営を進めてまいりたいと考えております。何とぞ御理解賜りたいと思います。

続きまして、市政運営に関する基本方針について、第1次弥富市総合計画の6つの政策目標に沿って御説明申し上げます。

初めに、「快適で安全・安心なまちづくり」への取り組みであります。

防災対策に加えて、被害は生ずるという認識のもと、被害を少しでも減らすという減災の取り組みが重要であります。これには、行政による公助は言うまでもありませんが、自分の身は自分で守る自助、地域や身近にいる人同士が助け合う共助こそが災害による被害を少なくするための大きな力となります。平成24年度には、消防庁のモデル地区として、市内6地区で津波避難に関するワークショップを開催し、市民参加による津波避難に対する取り組みができました。平成25年度には、この経験も生かしつつ、自主防災組織の活性化を図ってまいります。また、防災リーダーの養成やまちづくり出前講座等を通じての啓発活動を行ってまいります。

また、海部地域においてコミュニティFM放送が本年4月から開始されます。行政情報、独自の地元情報や防災・災害放送では、地域と緊密な連携を図り、的確な情報を提供できるようになるものであります。このコミュニティFM放送は、西尾張CATVが運営し、海部地域の自治体が運営に対し補助を行ってまいります。

防犯・交通安全の取り組みについて申し上げます。

地域の安全は自分たちで守ろうとの考えから、現在9つの自主防犯団体が結成され、うち6団体が青色防犯パトロール隊として、自発的な防犯活動を精力的に行っているところであります。また、25年度初めには2団体が新たに活動を開始されることが決まっており、市内全域で防犯に対する意識が高まっています。全地域で結成されるよう、今後をお願いをしてまいります。

また、街頭犯罪の未然防止を図るための防犯灯につきましては、平成25年度も引き続きLED化を図ってまいります。

交通安全につきましては、平成24年中は愛知県の交通事故死者は235名で、連続ワーストワンとなりました。本市においても、平成23年比4名増の6名の方がお亡くなりになり、非常に残念な事態となりました。

道路利用の安全対策といたしまして、平成25年度は六條鯨ヶ地線、中央幹線道路の歩道整備事業を行い、歩行者・自転車利用者の安全対策を集中的に図ってまいります。

下水道整備の取り組みについて申し上げます。

公共下水道整備につきましては、引き続き国道1号南側の整備を実施して、前ヶ須地区や平島北部地区の整備を推進してまいります。また、弥富市北部のかおるヶ丘団地、ポプラ台団地地域の整備を図るために、詳細設計を実施してまいります。

今後も供用開始区域内の接続の推進に努めるとともに、公共下水道の管渠の整備を計画的に実施し、着実な事業の推進に取り組んでまいります。

次に、農業集落排水事業につきましては、十四山東部地区の平成26年度早期供用開始に向け、引き続き管渠並びに処理場整備工事を推進するとともに、供用中の各処理場等の施設管理についてもさらに効率的で健全な運営に努めてまいります。

次に、「定住と交流、活力を生むまちづくり」についてであります。

道路網の整備についての取り組みを申し上げます。

道路は、日常生活や活力ある産業活動を支え、人々の交流を促進する重要な基盤であります。平成25年度も引き続き、都市計画道路名古屋第3環状線や弥富名古屋線、本市の東西を結ぶ日光大橋西線、主要地方道名古屋十四山線につきましても、市域全体の均衡ある発展のため、今後も整備促進を関係機関へ引き続き要望してまいります。そのほか、橋梁など道路施設の高齢化に対応するため、維持管理などに的確に対応し、安全で安心なまちづくりのために整備を計画的に進めてまいります。

市民の安全性・利便性の向上、駅周辺の活性化に向け、近鉄佐古木駅南広場の整備を進めるための詳細設計を実施してまいります。

地域公共交通の取り組みについて申し上げます。

コミュニティバスの運行につきましては、平成22年6月の運行以来、市民生活の利便性の向上、交通不便地域の解消、公共施設への足の確保などを主な目的として運行を図っているところですが、利用者の伸びも少なく、運行ルートや料金設定などの対策をしていますが、効果的な利用者の増には結びついておりません。今後は、高齢者などの外出機会の確保なども見据えながら、費用対効果を念頭に、減便も含む運行方法の検討をしていかなければならない状況と考えております。

次に、「健やかでやさしいまちづくり」についてであります。

弥富市次世代育成支援地域行動計画後期計画に基づき、次代の社会を担う子供たちが心身ともに健やかに育ち、子供を産み育てる者が真に喜びを感じることができる社会の実現に向けて、多面的な子育て支援施策を推進してまいります。

また、社会保障と税の一体改革の中で新たに制定された子ども・子育て支援法の規定に基づき、平成26年度中に策定する子ども・子育て支援事業計画に向けてニーズ調査を実施し、新制度での給付や事業の需要見込みを図ってまいります。

保育サービスの充実といたしましては、引き続き待機児童が出ないように努めるとともに、新白鳥保育所建設事業の本体工事にに向けた準備として、仮設園舎を建設してまいります。

また、保育料につきましては、17年間据え置きとさせていただきますが、本市におきます現状の保育サービスを今後も維持していくためにも、平成26年度に向けた保育料の改定を、平成23年度に保育料等検討委員会にて提言いただいた内容を基本に検討してまいりますので、御理解をお願いいたします。しかし一方、政府においては、3歳児から5歳児の幼児教育無償化への動きがありますので、その動向も注視してまいります。

次に、放課後児童健全育成事業の推進といたしまして、将来の児童クラブの受け入れ児童の年齢拡大も視野に入れながら日の出児童クラブを新設し、現在のさくら児童クラブの機能に移してまいります。さらに、子育て支援のサービスとして、ファミリー・サポート・センターの制度の周知や会員の募集を積極的に行い、地域での子育ての支え合いのネットワークの充実に努めてまいります。

高齢者支援の充実について申し上げます。

第5期介護保険事業計画・高齢者福祉計画を基本とし、「老いても健康 介護になっても安心できる まちづくり」を目指してまいります。

介護保険は、介護を国民皆で支え合う制度であり、介護が必要となった場合に、適切なサービスが速やかに利用できるような情報提供を積極的に行い、高齢者の方の不安を解消してまいります。

高齢者や障害者を援助する地域生活支援センター（仮称）を平成25年度に設立してまいります。このセンターは、利用者と有償の協力者が会員登録し、日常生活の援助を求められる方と援助を行いたい方が組織的に結び合うもので、介護保険対象外、障害者総合支援対象外の支援体制組織を総合福祉センター内に設置いたします。高齢者の方や障害のある方が、住みなれたまちで安心して生活できるよう対策を講じるものであります。

また、いつでも安心して日常生活を送ることができるよう救急医療情報キット、安全・安心カードの利用促進を図ってまいります。

配食サービスにつきましても、御希望される方に栄養バランスのよい食事を利用していた

できるように努めてまいります。

また、総合福祉センターを高齢者福祉の拠点とし、福寿会やシルバー人材センターの支援など、高齢者が社会参加できる環境づくりにつきまして、引き続き努めてまいります。

健康づくり・医療体制の充実について申し上げます。

生涯健康のまちづくりを目指し、引き続き乳がん、子宮がん検診、その他のがん検診につきましては、御希望の方全員が受けられる検診事業体制を整えます。また、受診機会の拡大を図るため、津島市内の医療機関での検診も可能となります。がんの早期発見と正しい健康意識の啓発を行い、市民が生涯にわたって健康で暮らせるように努めてまいります。

また、予防接種事業の子宮頸がんワクチン、ヒブワクチン、小児肺炎球菌ワクチンは、予防接種の定期化に伴い、全額公費として実施してまいります。

高齢者インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌ワクチン接種については、引き続き費用の一部を助成し、利用者の経済的負担の軽減を図ってまいります。

自殺予防対策といたしまして、地域や職場において自殺予防対策で活動していただける方にゲートキーパー養成講座を定期的開催いたします。また、関係機関との連携を図りながら自殺予防につながる対策を強化してまいります。

医療体制の充実といたしまして、海南病院につきましては、地域需要に応える規模・機能等の確保や救急医療を初めとする急性期医療の充実を図り、地域医療を支える基幹病院としての役割を担ってもらうため、この地域全体で財政支援をしてまいります。現在、海南病院は建設中の診療棟完成後、9月には救命救急センターの指定を受ける予定であり、さらに充実した体制で救急患者に対応できるものとなります。

社会保障の充実について申し上げます。

国民健康保険制度は、被保険者が支え合う医療保険の柱として、人々の健康の維持・増進に大きな役割を果たしています。現在の状況は、農業者及び自営業者の割合が減少し、無職者（年金受給者等）の割合が増加しています。財政状況は、高齢化や医療の高度化等により医療費が年々増加していることに加え、長引く景気の低迷等により保険税収入の伸びが低く推移しております。このような状況の中、ジェネリック医薬品の推奨に努め、頻回・重複受診を抑制し、適正受診対策を推進することにより医療費の適正化に努めてまいります。

平成24年度に策定いたしました第2期特定健康診査・特定保健指導実施計画に基づき、生活習慣病予防に向けた特定健康診査及び特定保健指導を推進し、将来の医療費の抑制に努めてまいります。市民の皆様の御協力をお願いするところでございます。

保険税収納につきましては、納税に関する広報・啓発活動や納税困難者に対する納税相談を実施し、国民健康保険税の収納率の向上に努めます。

後期高齢者医療制度につきましては、広域連携のもと一層の制度周知を図り、安定かつ健

全な運営に努めてまいります。

国民年金制度につきましては、広報・啓発活動や年金定期便、年金相談の充実を図ってまいります。また、年金加入者や年金受給者がインターネットで確認することができる「ねんきんネット」サービスの周知に努めます。

次に、「人が輝き文化が薫るまちづくり」についてであります。

学校教育の充実について申し上げます。

学校教育につきましては、弥富市学校教育基本方針並びに学習指導要領の中核をなす生きる力を育むという理念を実現するために、引き続き各小・中学校を積極的に支援してまいります。

いじめや不登校などの対策として、中学生を対象に、よりよい学校生活と友達づくりのためのアンケート調査を実施し、学級満足度や学校生活意欲度を客観的に分析することにより、個々の生徒にきめ細かい指導ができるよう支援し、いじめなどの早期発見や防止に努めてまいります。

少子化に伴い、毎年、児童・生徒数の減少が見られ、望ましい学校区のあり方を中長期的視点に立って検討するため、学校適正規模検討委員会を立ち上げ、市全体の小・中学校の学区の見直しに着手してまいります。

英語を聞くこと、話すこと、読むこと、書くことができる児童・生徒を育成するため、引き続きALTの事業を継続し、全小学校、中学校に配置してまいります。また、特別非常勤講師を配置するとともに、特別支援教育支援員も増員配置し、引き続き授業における児童・生徒へのよりきめ細かい対応をしてまいります。

平和教育推進事業の一環として、引き続き中学2学生を広島に派遣してまいります。

学校施設整備につきましては、日の出小学校が完成し、本年4月に開校をいたします。これにより、桜小学校の過大規模校の解消が図られるものであります。

学校施設の耐震化については、校舎・体育館等の建物は完了しておりますが、地震等の災害時におけるさらなる安全対策を講じるため、小・中学校体育館の天井材などの非構造部材の調査を行い、計画的に施策を講じ、さらなる児童・生徒の安全対策に努めてまいります。また、計画的に各学校への緊急地震速報装置、防犯カメラ、温水シャワー設置を順次実施し、学校環境整備の改善に努めます。

社会教育・生涯学習の取り組みについて申し上げます。

社会が大きく変化する中で、生活の質の向上を目指す生涯学習への意欲はますます高まってまいります。市民が生きがいを持ち、充実した生活を送ることができるよう、学校、家庭、地域を通じて、いつでもどこでも主体的に学ぶことができる生涯学習社会の形成の実現に努めてまいります。生涯学習の推進につきましては、市民一人一人が学習・文化活動に親しみ、

豊かな市民の交流が育まれるよう、子供から高齢者まで各ライフステージに沿った各種講座・教室を充実し、引き続き市民主体の学習・文化活動の推進に努めてまいります。

文化芸術の振興につきましては、各地区に伝わる伝統芸能の発表の場を提供するとともに、伝承者の育成支援に努めてまいります。

青少年の健全育成につきましては、関係機関が一体となって取り組むとともに、青少年問題協議会の活動を強化し、青少年健全育成推進大会等の事業を実施し、市民主体による青少年健全育成の機運を高めてまいります。

スポーツ活動の推進につきましては、市民一人一人が継続してスポーツに親しむことのできるスポーツライフの実現を目指してまいります。地域において、子供から高齢者までさまざまなスポーツを愛好する人々が参加できる総合型地域スポーツクラブの運営支援や、スポーツ推進委員や体育協会との連携のもと、積極的にニュースポーツの普及にも取り組んでまいります。施設整備につきましては、市民が安心・安全で快適にスポーツを楽しめるよう、運動施設の適正な維持管理に努めてまいります。

次に、「豊かで活力に満ちたまちづくり」についてでございます。

地域活力の向上と雇用の確保に向け、企業の活性化や新たな産業開発などを促進するとともに、交通の要衝としての特性を生かし、港湾地域の発展に大きな期待をし、企業立地指定企業交付奨励金制度による優遇制度で立地企業を支援し、雇用の確保につなげてまいります。また、市内の中小企業への小規模企業等振興資金の保証料補助を行い、引き続き市内中小企業の経営維持・安定化に向けて支援してまいります。

港湾地区においては、航空宇宙産業の国際戦略総合特区として認定されており、この特区内の企業において新型航空機的主要部分の量産体制が進んでいるところであり、この地域の発展が大いに期待されております。

鍋田ふ頭コンテナターミナル第3バースが供用開始し、順調に取扱量も伸びており、そのアクセスとしての鍋田ふ頭進入道路の整備も進み、本年3月末に供用の運びとなっております。今後も港湾地区の発展のため、関係機関との協力を図ってまいります。

農業振興について申し上げます。

これまでの農業者戸別所得補償制度は経営所得安定対策へ名称変更され、一部施策を組みかえて実施されます。農業者戸別所得補償制度等と基本的に同じ枠組みで実施されることから、引き続き本対策の円滑な実施に向け取り組んでまいります。

また、農業用施設については、地域と共同で維持・修繕に取り組むとともに、施設の長寿命化を図るための工事等を実施し、農地・水保全管理交付金事業を推進してまいります。

農業生産基盤の整備につきましては、優良農地の保全と活用を図ることはもとより、防災・減災対策を念頭に置いて、団体営土地改良事業、湛水防除事業を初めとする県営土地改

良事業や、農道・排水路などの整備を進めてまいります。市全域が海拔ゼロメートル地域の本市においては、農業用排水のみならず、市民の生活排水の全てを機械排水に依存しています。そうした中、排水に係る経費の多くを農業者の方々に御負担いただいておりますので、継続して農業者の排水経費負担の軽減を図ってまいります。

観光資源の活用と地場産業の振興について申し上げます。

観光・レクリエーションの振興につきましては、地域のイメージアップとともに地域を活性化させる側面もあります。市の魅力向上と交流人口の増加といった視点に立ち、進めてまいります。

三ツ又池公園において、昨年度、大変盛況であった芝桜の開花に合わせたイベントを引き続き開催し、観光の拠点として、海南こどもの国も含め、魅力ある弥富を広く知ってもらえるよう情報発信に努めてまいります。

また、弥富市が全国に誇る特産品である金魚をモチーフとした市のキャラクターである「きんちゃん」を利用したグッズなどの充実を図ってまいります。中部国際空港セントレアにおいては夏に期間限定で金魚展示を行い、弥富市のシンボル「弥富金魚」をPRしてまいります。

次に、「共につくる自立したまちづくり」について御説明申し上げます。

まちづくりを進めるためには、主権者は市民であることを認識し、ともに参画と協働でまちづくりに取り組むという考えを常に自覚し、その行動に責任を持って事業に当たります。

これからのまちづくりは、市民と一体となって進めていくことが何よりも重要であると考えており、そのためには市民と行政が共通の目標を持ち、市民の皆様に市政の現状や課題に対する認識を深めていただくことが大切だと考えております。積極的に市民に情報を周知していくという前向きの姿勢に立って、市長出前講座などを通じて市民のまちづくり意識と知識の向上に努めてまいります。

また、地域の自主的な活動に対して、引き続き地域づくり補助金制度による支援を行ってまいります。

市本庁舎整備の取り組みについて御説明申し上げます。

私の政治理念の一つである安全・安心なまちづくりを推進していく上でも、市庁舎は大変重要な要素であります。大規模地震などの災害発生時には、応急対策や復興の拠点となることは言うまでもなく、平常時においても市民生活を支える重要な施設であります。この市庁舎整備に当たり、議会や市民による検討委員会などを組織して、庁舎の機能、規模、場所、現庁舎の耐震補強などの検討をしてみました。これらの検討結果を総合的に判断し、早期に市庁舎を建設する準備を進めてまいります。事業財源につきましては、市民の皆様の後年度負担を考慮し、合併推進債を活用してまいります。具体的な事業推進に当たりましては、

議会や市民の意見を伺いながら進めてまいります。

行政改革推進の取り組みについて申し上げます。

地方自治体は、市民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げ、組織及び運営の合理化に努めることが最大の使命であり、目的であります。この目的を達成するため、第2次行政改革大綱のもと、不断の行財政改革に取り組んでいるところであります。今後も、受益者負担の見直し、補助金の見直しの検討、民間委託等による効率化の推進を図ってまいります。

厳しい財政状況の中で、行財政改革の取り組みによって財源を確保しながら、中期財政計画の見通しを踏まえ、まちづくりを進めてまいります。

市民ニーズや社会経済情勢を的確に捉えつつ、一方で行政の効率化と生産性の向上を図りながら徹底した行革を進め、自立的・継続的な自治体制経営を着実に遂行してまいります。

以上、市政に対する私の所信の一端と予算の大綱並びに施策の概要を申し上げます。

今後とも、市議会並びに市民の皆様の御支援、御協力をお願い申し上げ、本日上程いたしました予算案並びに各議案につきまして慎重審議をいただき、御賛同賜りますようお願い申し上げます。市政運営方針といたします。ありがとうございました。

○議長（佐藤高清君） お諮りします。

本案7件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案7件は継続議会で審議することに決しました。

ここで、暫時休憩とします。再開は10時50分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時39分 休憩

午前10時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（佐藤高清君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第8号 海部南部広域事務組合規約の変更について

○議長（佐藤高清君） 日程第12、議案第8号を議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

○市長（服部彰文君） 次に御提案申し上げ、御審議いただきます議案は、法定議決議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第8号海部南部広域事務組合規約の変更については、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う障害者自立支援法の改正により、規定の整備を行うための規約の一部を変更するものであります。

議案の詳細につきましては、民生部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

- 議長（佐藤高清君） 議案は関係部長に説明をさせます。

平野民生部長。

- 民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 議案第8号海部南部広域事務組合規約の変更について、御説明申し上げます。

2ページめくっていただき、新旧対照表をごらんください。

障害者自立支援法が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に題名が改正されたことに伴い、本規約に用いられている用語を整備するものでございます。

この規約は、平成25年4月1日から施行するものです。ただし、第3条第2号の「障害程度区分」を「障害支援区分」に改める部分は、平成26年4月1日から施行するものであります。

以上でございます。

- 議長（佐藤高清君） これより質疑に入ります。

質疑の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

- 議長（佐藤高清君） 質疑なしと認め、討論に入ります。

討論の方はありますか。

〔挙手する者なし〕

- 議長（佐藤高清君） 討論なしと認め、採決に入ります。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13 議案第9号 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について

日程第14 議案第10号 弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正について

- 日程第15 議案第11号 弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第16 議案第12号 弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第17 議案第13号 弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第18 議案第14号 弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第15号 弥富市南部地区生活環境整備事業基金条例等の廃止について
- 日程第20 議案第16号 弥富市コミュニティセンター条例の一部改正について
- 日程第21 議案第17号 弥富市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第22 議案第18号 弥富市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について
- 日程第23 議案第19号 弥富市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第24 議案第20号 弥富市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第25 議案第21号 弥富市都市公園条例の一部改正について
- 日程第26 議案第22号 弥富市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第27 議案第23号 弥富市下水道条例の一部改正について
- 日程第28 議案第24号 弥富市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第29 議案第25号 弥富市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について
- 日程第30 議案第26号 弥富市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第31 議案第27号 弥富市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第32 議案第28号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第33 議案第29号 市道の廃止について
- 日程第34 議案第30号 市道の認定について
- 日程第35 議案第31号 平成24年度弥富市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第36 議案第32号 平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第37 議案第33号 平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第38 議案第34号 平成24年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）

日程第39 議案第35号 平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

- 議長（佐藤高清君） この際、日程第13、議案第9号から日程第39、議案第35号まで、以上27件を一括議題とします。

服部市長に提案理由の説明を求めます。

服部市長。

- 市長（服部彰文君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、法定議決議案2件、条例関係議案20件、予算関係議案5件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第9号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整理に関する法律の施行に伴う関係条例の整理については、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う障害者自立支援法の改正により規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第10号弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正につきましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令の施行に伴う障害者自立支援法施行の改正により規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第11号弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正について、につきましては、国有林野の管理経営に関する法律を改正する法律の公布に伴い、国有林野事業が国営企業でなくなることにより規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第12号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、議案第13号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について及び議案第14号弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正については、弥富市特別職報酬審議会の答申に基づき、議員報酬月額、市長、副市長給与月額を改正するもの及び同審議会の意見を参考にして教育長の教育月額を改正するものでありまして、平成20年度から24年度までの人事院勧告に基づく給与改定に準じて引き下げる措置を講じるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第15号弥富市南部地区生活環境整備事業基金条例等の廃止については、それぞれの条例制定目的を達成したため、本年度をもって4つの条例を廃止するものであります。

次に、議案第16号弥富市コミュニティセンター条例の一部改正につきましては、ゲートボール場の供用を廃止するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第17号弥富市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につきましては、新型インフルエンザ等対策特別措置法の公布に伴い、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出さ

れたときは、各自治体は直ちに市町村対策本部を設置することとされることに伴い、新型インフルエンザ等対策本部の組織及び運営に関し必要な事項を定める条例を制定するとともに、附則において新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を申請することにより規定の整備を行うため、災害応急対策、または災害復旧のための派遣された職員に対する災害派遣手当等に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第18号弥富市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第19号弥富市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の制定については、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律37号。以下「第1次一括法」という。）等における介護保険法の改正により、これまで国が定めていた指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等について市の条例で定めることとされたことに伴い、条例を制定するものであります。

次に、議案第20号弥富市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成23年法律105号。以下「第2次一括法」という。）における廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、これまで国が定めていた一般廃棄物処理施設に置く技術者の管理資格について市の条例で定めることとされたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第21号弥富市都市公園条例の一部改正については、第2次一括法における都市公園法の改正により、これまで国が定めていた都市公園の設置基準及び公園施設の設置基準等について市の条例で定めることとされたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第22号弥富市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定については、第2次一括法における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正により、これまで国が定めていた移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を市の条例で定めることとされたことに伴い、条例を制定するものであります。

次に、議案第23号弥富市下水道条例の一部改正については、第2次一括法における下水道法の改正により、これまで国が定めていた公共下水道の構造の技術上の基準について市の条例で定めることとされたことに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第24号弥富市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定については、第1次

一括法における道路法の改正により、これまで国が定めていた道路の構造の技術的基準について市の条例で定めることとされたことに伴い、条例を制定するものであります。

次に、議案第25号弥富市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定については、第1次一括法における道路法の改正により、これまで国が定めていた市道に設ける案内標識、警戒標識等の寸法について市の条例で定めることとされたことに伴い、条例を制定するものであります。

次に、議案第26号弥富市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定については、第2次一括法における高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の改正により、これまで国が定めていた道路移動等円滑化基準について市の条例で定めることとされたことに伴い、条例を制定するものであります。

次に、議案第27号弥富市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定については、第1次一括法における河川法の改正により、これまで国が定めていた河川管理施設等の構造に関する技術的基準について市の条例で定めることとされたことに伴い、条例を制定するものであります。

次に、議案第28号弥富市道路占用料条例の一部改正につきましては、道路法施行令の改正による道路占用料金の変更に伴い道路占用料を改定するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第29号市道の廃止については、道路整備事業に伴い関係路線を廃止するものであります。

次に、議案第30号市道の認定については、道路整備事業に伴う道路の再編成により関係路線を市道として認定するものであります。

次に、議案第31号平成24年度弥富市一般会計補正予算（第8号）については、歳入歳出それぞれ2億8,558万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を152億3,261万5,000円とし、繰越明許費及び地方債の補正を計上するものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、市税1億6,670万円、国からの道路ストック総点検事業補助金1,430万円、学校施設環境改善交付金1,470万円、過年度分子ども手当負担金6,596万円、県からの過年度分子ども手当負担金971万3,000円、農林水産業事業債9,050万円、学校施設整備事業債2,940万円、減収補てん債5,100万円であります。

歳出予算の主な内容といたしましては、国の日本経済再生に向けた緊急経済対策に伴い、今回の補正予算に計上するもので、農林水産業費におきましては、県営湛水防除事業負担金5,400万円、県営特定農業用管水路等特別対策事業負担金1,440万円、県営農業水利施設保全対策事業負担金525万円。土木費におきまして、道路ストック修繕計画策定業務委託料3,400万円。教育費におきましては、中学校修繕等工事請負費6,600万円及び工事に伴う設計監理

委託料169万4,000円であります。

その他については、歳入歳出予算最終調整した結果の補正予算であります。

次に、議案第32号平成24年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び議案第33号平成24年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）の各補正予算につきましては、各歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算であります。

次に、議案第34号平成24年度弥富市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ1億1,013万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を7億1,486万2,000円とし、繰越明許費及び地方債の補正を計上するものであります。

歳出予算の主な内容につきましては、一般会計と同様に、国の日本経済再生に向けた緊急経済対策に伴い、管路工事請負費4,600万円を今回の補正予算に計上するものであります。

そのほかにつきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算であります。

次に、議案第35号平成24年度弥富市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、歳入歳出予算を最終的に調整し、地方債の補正を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては、関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 議案は関係部長に説明をさせ、補正予算は説明を省略させます。

まず、伊藤総務部長。

○総務部長（伊藤敏之君） 議案第9号地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理について、御説明申し上げます。

1ページめくっていただきまして、第1条弥富市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正から第8条弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正までは、障害者自立支援法の題名の改正に伴い、条例で引用しています法律の題名を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改めるもの及び条例中の同法において用いられている用語並びに引用条項の移動に係る規定を整理するため、条例の一部を改正するものであります。

附則といたしまして、施行期日について定める規定については、平成25年4月1日から施行するものであります。ただし、第2条弥富市議会の議員、その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正及び第8条弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正の条例中の引用条項の移動に係る整備の施行期日について定める規定については、平成26年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第10号弥富市精神障害者医療費支給条例の一部改正について、御説明申し上げます。

2 ページめくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

改正の内容につきましては、障害者自立支援法施行令の題名の改正に伴い、条例で引用している法律施行令の題名を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に改めるもの及び条例中の同法施行令の引用条項の移動に係る規定を整備するために条例の一部を改正するものであります。

附則といたしまして、施行期日について定める規定については、平成25年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第11号弥富市情報公開条例及び弥富市個人情報保護条例の一部改正について、御説明申し上げます。

2 ページめくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

改正の内容につきましては、国有林野の管理経営に関する法律の一部を改正する法律が公布され、唯一国営企業の形態をとっています国有林野事業が国営企業ではなくなることに伴いまして、国が経営する企業に係る規定を例規から削る必要が生じました。このため、条例上の「国若しくは」の用語を整理するため、条例の一部を改正するものであります。

附則といたしまして、施行期日について定める規定については、平成25年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第12号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてから、議案第14号弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正につきまして、弥富市特別職報酬等審議会の答申に基づきまして、議員報酬月額、市長、副市長給与月額を改正するもの及び同審議会の意見を参考にしまして教育長の給与月額を改正するものであります。

条例の施行等につきましては平成25年4月1日からの施行とするもので、これは平成20年度から平成24年度までの人事院勧告に基づき給与勧告に準じて、マイナス0.69%をもとに計算したものを引き下げる措置を講じるため、条例の一部を改正するものであります。

それでは、議案第12号弥富市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

2 ページめくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

議長の議員報酬月額を50万円から49万6,000円に、副議長の議員報酬月額を45万円から44万6,000円に、議員の議員報酬月額を40万円から39万7,000円に引き下げるものでございます。

議案第13号弥富市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

2 ページめくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

市長の給料月額を93万円から92万3,000円に、副市長の給料月額を76万9,000円から76万

3,000円に引き下げるものでございます。

議案第14号弥富市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部改正について、説明申し上げます。

2ページめくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

教育長の給料月額を67万1,000円から66万6,000円に引き下げるものでございます。

次に、議案第15号弥富市南部地区生活環境整備事業基金条例等の廃止について、御説明申し上げます。

1ページめくっていただきまして、(1)から(4)の条例につきましては、それぞれの条例の制定目的を達成したため、今年度をもって4つの条例を廃止するものであります。

附則といたしまして、施行期日について定める規定については、平成25年4月1日から施行するものであります。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 次に、山田教育部長。

○教育部長（山田英夫君） それでは、議案第16号弥富市コミュニティセンター条例の一部改正について、御説明申し上げます。

2枚めくっていただいて、新旧対照表をごらんください。

南部コミュニティセンターのゲートボール場を廃止したために、弥富市コミュニティセンター条例第1条第2項第3号のゲートボール場を削除するものでございます。

附則、この条例は平成25年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 次に、平野民生部長。

○民生部長兼福祉事務所長（平野雄二君） 議案第17号弥富市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について、御説明申し上げます。

4ページめくっていただき、条例のあらましをごらんください。

弥富市新型インフルエンザ等対策本部条例のあらまし。

1．新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定に伴い、弥富市新型インフルエンザ等対策本部の組織及び運営に関し必要な事項を定めることとした。

2．この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日またはこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

3．新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため弥富市に派遣された職員に対し、派遣手当を支給することとした。

次に、議案第18号弥富市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例の一部改正について、説明申し上げます。

2ページめくっていただき、新旧対照表をお願いいたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、本条例の引用条項を整備するもの

でございます。

この条例は公布の日から施行するものです。

次に、議案第19号弥富市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例の制定について、御説明申し上げます。

2ページめくっていただきまして、条例のあらましをごらんください。

弥富市指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準を定める条例のあらまし。

1．地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等による介護保険法の一部改正により条例で定めることとされた指定地域密着型サービス事業者等の指定等に関する基準について、次のとおり定めることとした。

(1)指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員は29人以下とすること。(2)指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者は法人とすること。(3)指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）に定めるとおりとすること。(4)指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）に定めるとおりとすること。

2．この条例は平成25年4月1日から施行することとした。

次に、議案第20号弥富市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

3ページめくっていただきまして、条例のあらましをごらんください。

弥富市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例のあらまし。

1．地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正により条例で定めることとされた一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第17条第1項に定める資格とすることとした。

2．この条例は、平成25年4月1日から施行することとした。

以上でございます。

○議長（佐藤高清君） 次に、石川開発部長。

○開発部長（石川敏彦君） 議案第21号弥富市都市公園条例の一部改正について、御説明申し上げます。

2枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

第2次一括法に伴う改正でございます。

第1条は、都市公園条例で定めるとされた都市公園法第3条第1項、第4条第1項を追加するものでございます。

第1条の次に第1条の2及び第1条の3を追加し、第1条の2第2項第1号から第4号及び第3項において都市公園の種類ごとにおける配置及び規模の基準を定め、第1条の3において都市公園における公園施設の建築面積の基準に係る割合を定めるものです。

また、17条の次に第17条の2を追加し、市が設置する都市公園の管理を指定管理者に行わせることができることについて定めるものでございます。

この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第22号弥富市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、御説明申し上げます。

3枚めくっていただきまして、条例のあらましをごらんください。

1. 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正により、条例で定めることとされた市が設置する都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準について、次のとおり定めることとした。

(1)園路及び広場のうち1つ以上は、次の基準に適合するものであること等。ア、出入口の幅は、原則として120センチメートル以上とすること。イ、道路の幅は、原則として180センチメートル以上とすること。ウ、出入口及び通路には、原則として車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。(2)休憩所のうち1つ以上及び管理事務所は、次の基準に適合するものであること等。ア、出入口の幅は、原則として120センチメートル以上とすること。イ、出入口には、原則として車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。(3)駐車場のうち1つ以上に、規則で定める数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設を設けること等。(4)便所は、そのうち1つ以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること等。(5)掲示板及び標識は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること等。(6)その他の特定公園施設は、規則で定める基準に適合するものであること。

2. 災害等のための一時使用する特定公園施設の設置については、この条例の規定によらないことができることとした。

3. この条例は、平成25年4月1日より施行するものでございます。

続きまして、議案第23号弥富市下水道条例の一部改正について、御説明申し上げます。

2枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

第2次一括法に伴う改正でございます。

改正案の下段にあります第1章の次に第1章の2、公共下水道の構造の基準を加え、第2

条の２、第２条の３の条文を追加するものでございます。

第２条の２には、公共下水道の排水施設（これを補完する施設を含む。）の構造の技術上の基準を、改正案の１ページより３ページのとおりに、第１号から第１０号までを規定するものでございます。

次に、改正案の３ページでは、第２条の３は前条の適用除外を規定するものでございます。

次に、１枚めくっていただきまして、条例のあらましの中ほどをごらんください。

排水施設の構造の技術上の基準の規定の要点でございます。

(1)排水施設は堅固で耐久力を有する構造とすること等。(2)排水施設の排水管の内径等は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする等と定めております。

２．この条例は、平成２５年４月１日より施行するものでございます。

続きまして、議案第２４号弥富市道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について、御説明申し上げます。

最後のページの条例のあらましをごらんいただきたいと思います。

１．第１次一括法の施行により道路法が一部改正され、条例で定めることとされる市が管理する道路の構造の技術的基準を次のとおり定めることとした。

(1)第１種第２級の道路の車線の幅員は、３.５メートルとすること等。(2)第１種または第２種の道路の車線は、往復の方向別に分離すること等。(3)第１種第２級の道路の中央帯の幅員は、４.５メートルとすること等。(4)第１種第２級の道路の路肩の幅員は、２.５メートルとすること等。(5)第４種の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため、必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けること等。(6)停車帯の幅員は、２.５メートルを標準とすること。

２．この条例は、平成２５年４月１日から施行するものでございます。

続きまして、議案第２５号弥富市市道に設ける案内標識等の寸法を定める条例の制定について、御説明申し上げます。

最後のページをごらんいただきたいと思います。

１．第１次一括法の施行により道路法が一部改正され、条例で定めることとされた市が管理する市道に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識の寸法について、次のとおり定めることとした。

(1)標示板の寸法は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に寸法が図示されたものにあつては当該図示された寸法とし、それ以外のものにあつては市長が定める寸法とすること。(2)その他標示板の寸法を拡大し、または縮小することができる場合並びに標示板に表示する文字及び記号並びに標示板の縁、縁線及び区分線の太さの寸法について定めること。

２．この条例は、平成25年４月１日から施行するものでございます。

続きまして、議案第26号弥富市移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について、御説明申し上げます。

最後のページの条例のあらましをごらんいただきたいと思います。

１．地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第２次一括法）による高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正により条例で定めることとされた市が管理する市道に係る移動等円滑のために必要な道路の構造に関する基準について、次のとおり定めることとした。

(1)歩道及び自転車歩行者道。ア、道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く）には、歩道を設けること等。イ、歩道及び自転車歩行者道の有効幅員は、道路構造条例に規定する幅員の値以上とすること等。(2)立体横断施設。高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所には、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設を設けること等。(3)自動車駐車場。自動車駐車場には、規則で定める数以上の障害者が円滑に利用することができる駐車のために供する部分を設けること等。(4)案内標識。交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に規則で定める案内標識を設けること等。(5)視聴覚障害者誘導用ブロック。歩道、自転車歩行者道、立体横断施設の通路等には、視聴覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所には、規則で定める視聴覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。

２．この条例は、平成25年４月１日より施行するものでございます。

続きまして、議案第27号弥富市準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について、御説明申し上げます。

最後のページの条例のあらましをごらんください。

１．地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第１次一括法）による河川法の一部改正により、条例で定めることとされる市が管理する準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準を次のとおり定めることとした。

(1)堤防は盛土により築造すること等。(2)床止めは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とすること等。(3)堰は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とすること等。(4)水門及び樋門は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とすること等。(5)揚水機場及び排水機場は、河岸及び河川管理施設の構造に著しい支障を及ぼさない構造とすること等。(6)河川区域内に設ける橋台及び橋脚は、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とすること等。(7)伏せ越しは、計画高水位以下の水位の流水の作用に対して安全な構造とすること等。

２．この条例は、平成25年４月１日から施行するものでございます。

続きまして、議案第28号弥富市道路占用料条例の一部改正について、御説明申し上げます。

2枚めくっていただきまして、新旧対照表をごらんください。

改正の内容は、道路施行令の一部改正により別表（第2条関係）の政令第7条第1号に掲げる物件の次に、第7条第2号太陽光発電施設及び風力発電設備に掲げる工作物、占用面積1平方メートル1年につき占用料1,500円及び同条第3号津波から一時的避難場所としての機能を有する堅固な施設に掲げる施設、占用面積1平方メートル1年につきピンボール維持の土地の地価に0.025を乗じて得た額を加え、次に第7条2号を第7条4号に、第7条3号を第7条5号に、第7条9号を第7条12号に改め、条例の一部を改正するものでございます。

この条例は、平成25年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案第29号市道の廃止について、御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、廃止路線調書をごらんください。

内容といたしましては、道路整備事業等により路線の起終点を変更するために、市道日毛気開線ほか2路線を廃止させていただくものでございます。

続きまして、議案第30号市道の認定について、御説明申し上げます。

1枚はねていただきまして、認定路線調書をごらんください。

内容といたしましては、県道及び臨港道路整備事業等に伴い、市道日毛気開線ほか3路線の認定をさせていただくものでございます。以上でございます。

○議長（佐藤高清君） お諮りします。

本案27件は継続議会で審議したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（佐藤高清君） 異議なしと認めます。

よって、本案27件は継続議会で審議することに決定しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全部終了しましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時35分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 佐 藤 高 清

同 議員 武 田 正 樹

同 議員 伊 藤 正 信

